

はしがき——令和七年版に当たって

本書は、教育関連の法令や通知、指針さらにはガイドラインなどの要点を、特に学校教育に焦点を当てて整理したものです。このうち、指針やガイドラインについては最新のもの、もしくは重要度が高いと考えられるものに絞りその要点を掲載しています。学校教育関連法規の案内書として役立てていただければ幸いです。

令和七年版の序章（教育法規をめぐる最近の動き）では、不登校やいじめをめぐる対応施策として取り組まれている「不登校いじめ緊急対策パッケージ」（令和五年一〇月一七日発表）を取り上げたうえで、不登校児童生徒に対する対応の経緯を、指導要録で出席扱いとされる要件としての対面指導に焦点を当てて時系列で整理をしています。併せて、遠隔教育とオンラインを活用した教育、また、中央教育審議会初等中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」の提言（令和五年九月）と審議のまとめ（令和六年五月）の概要を整理しています。

また、Ⅷ章「5 生徒指導」に「(4) 不登校」を新設し、さらに、「(7) 性的マイノリティへの対応」を新設しました。

新規項目及び大幅に内容を更新した項目のうち主なものは以下の通りです。

- ① 生徒を主語にした高等学校教育の実現
- ② 文科省CBTシステム（MEXCBT・メクビット）の活用
- ③ 教育データの利活用
- ④ ハンセン病問題に関する教育
- ⑤ 学校部活動用指導手引の普及・活用
- ⑥ 学校部活動の地域連携
- ⑦ 夜間中学の設置・充実
- ⑧ 外国人の子供の学校への受入れ
- ⑨ 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ⑩ 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ⑪ 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方針について（答申）
- ⑫ 教育的指導の範囲の逸脱
- ⑬ いじめ防止対策推進法に基づくいじめの重大事態の調査に関するガイドライン・チェックリスト（公立学校）
- ⑭ 児童生徒の自殺予防
- ⑮ SOSの出し方に関する教育

- ⑩性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性
- ⑪性的マイノリティの子供たちへの対応
- ⑫性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援
- ⑬学校と警察との連携強化（学校・警察連絡員の指定）
- ⑭学校事故対応に関する指針（改訂版）による学校事故対応チェックリスト
- ⑮学校活動における火薬類の取扱い
- ⑯熱中症事故を防止するための環境の整備等
- ⑰自動車を運行する場合の所在の確認義務
- ⑱学校給食費の公会計化
- ⑲学校給食における食物アレルギー対応の大原則
〈コラム〉
- ①「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた手引き〔Vol. 1・0〕
- ②幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）
- ③小学校高学年における教科担任制に関する事例集
- ④教育データ活用の実現に向けた実効的な方策について（議論のまとめ）
- ⑤日本版DBS
- ⑥バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）

- ⑦「ギャンブル等依存症」などを予防するために
- ⑧教育行政に係る法務相談
- ⑨学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）

今回の改訂では、学陽書房の村上広大氏と新留美哉子氏に大変なお骨折りを頂きました。深く感謝の意を表します。また、本書の刊行に深い理解をいただいている佐久間重嘉社長に併せて感謝を申し上げます。組み版では大幅な変更にも適切に対応していただいた東光整版の方々に併せて深く御礼を申し上げます。

令和六年一二月

著者を代表して 窪田 眞 二

本書の構成と使い方

- ◎ 領域別に分類した一一の章ごとに、必要に応じて内容別に小分類し、さらに事項別見出しを置いた。各事項については、法規の内容を要約ないし注解した説明を試みた。根拠法規等は、事項別見出しの下に明示してある。
 - ◎ 本書の内容は、令和六年一月二日現在までに公布されている法令で、施行日が令和七年四月一日までのものを基本としている。
 - ◎ 必要な場合には、(＊)で補足説明を加え、(参照)で関連規定を示した。(《参考》)は、やや長文の判例、有力な学説等について解説を加えたものである。他の事項に関連するものについては、(下)で関連する章節を示した。
 - ◎ 難解な語句、紛らわしい用語等については、囲み記事の形で解説を加えた。
 - ◎ 本書を利用されるには、まず事項の説明や図表類を読みとり、指示に従って、(＊)の補足説明や(《参考》)の解説で補い、さらに根拠法規を確認した上、必要があれば、(参照)の関連規定にも目を通していただきたい。
- なお事項見出しは、関連の深いものをまとめてあるので、検索した見出しの前後をあわせて参照されると、いっそう効果的であろう。期待した説明が検索した見出しに見当たらない際には、(下)の関連する章節を調べてほしい。

● 令和四年刑法改正により、懲役刑と禁錮刑が令和七年六月一日から「拘禁刑」に一本化されるため、本書では、現行法で「懲役」または「禁錮」となっている箇所について、「拘禁刑」と表記している。

条文の表記

◎ 学校法三八①2 — 学校教育法第三十八条第一項第二号

法規等の略称

【**あ**行】
 ・ 育児・介護休業法 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

・ 育児休業法 地方公務員の育児休業等に関する法律

【**か**行】

・ 学校施設確保政令 学校施設の確保に関する政令

・ 学校評価ガイドライン 義務教育諸学校における学校評価ガイドライン

・ 学校法 学校教育法

・ 感染症予防法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

・ 休職特例法

公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律

・ 給特法

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

・ 給与負担法

市町村立学校職員給与負担法

・ 給与法

一般職の職員の給与に関する法律

・ 教育機会確保法

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

・ 教員人材確保法

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の確保に関する特別措置法

・ 教科書発行人法

教科書の発行に関する臨時措置法

【ま行】	・民 法 民事訴訟法	・労 組 法 労働組合法
・免 許 法 教育職員免許法	・労 調 法 労働関係調整法	
【や行】	・夜間学校給食法 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律	・施 規 令 (その法律に基づく) 施行規則
・幼稚園基準 幼稚園設置基準	・人 規 令 (その法律に基づく) 施行令	
【ら行】	・文 科 令 文部科学省令	
・安 法 労働安全衛生法	・告 示	
・基 法 労働基準法		

◆ 序

教育法規をめぐる最近の動き

1

目次 13

◆ I

教育法規のしくみと
教育行財政に関する法規

23

1	不登校いじめ緊急対策パッケージ	2
	ジ	2
(1)	不登校緊急対策	2
(2)	いじめ緊急対策	3
2	不登校児童生徒への対応の経緯 ——指導要録上の出席扱いと要件と ——としての対面指導	5
3	遠隔教育とオンラインを活用し た教育	17
4	質の高い教師の確保	20
1	教育法規の体系	24
(1)	成文法・不成文法	24

◆ II

学校のしくみに関する法規

57

1	学校の設置者と設置義務	58
2	学校設置基準	60
3	学校の設置・廃止	62
4	学校の施設・設備基準	65
5	学校施設の目的外使用	71
6	社会教育のための施設利用	74
7	学級編制と教職員の配置	77
(1)	学級編制	77
(2)	学級定員とその弾力性	79
(2)	国家法令・自治法令	24
(3)	法律・政令・省令・告示等	25
2	教育に関わる憲法規定	26
3	教育行財政制度	31
(1)	教育行政の任務	31
(2)	中央教育行政に関する法規	32
(3)	地方教育行政に関する法規	34
(4)	学校財務	47

目次 14

◆ III

教育課程に関する法規

105

(3)	教職員の設置基準	81
(4)	公立義務教育諸学校の定数標準	83
(5)	公立高等学校の定数標準	87
8	学校、家庭、地域の連携	88
9	学校評価	93
10	学校の管理運営	95
(1)	校務分掌	95
(2)	職員会議	96
(3)	学校事務の管理	98
(4)	教育情報の管理	100
1	学校教育の目的・目標	106
(1)	学校教育の目的	106
(2)	学校教育の目標	107
(3)	教育の中立性	111
2	教育課程の編成、教科・科目と 教育領域	112
(1)	教育課程の編成と届出	112

(2)	小学校教育課程	114
(3)	中学校の教育課程	117
(4)	高等学校の教育課程	120
3	学習指導要領	128
4	国旗・国歌の扱い	130
5	学年・学期	132
(1)	学年・学期	132
(2)	授業日(授業週数)・休業日	133
6	教科書関連法規	136
(1)	教科書の使用	136
(2)	教科書の検定と採択	138
(3)	教科書の無償措置	141
7	著作権と補助教材	144
(1)	著作権	144
(2)	補助教材の届出と承認	150
8	教育の情報化	153
9	学校図書館	155
10	人権教育	158
11	部活動の指導	161

(2) 任用のプロセス1 (養成から採用まで)……………	251
(3) 任用のプロセス2 (校長の意見具申、教育委員会の内申)……………	254
(4) 条件付採用・臨時的任用・期限付 採用……………	256
(5) 転任……………	262
(6) 辞職・退職等……………	263
(7) 服 務……………	272
(8) 分 限……………	291
(9) 懲戒(事実上の措置を含む)……………	302
2 教員評価 ……………	323
(1) 表 彰……………	323
(2) 指導力不足教員、不適格教員の認定……………	325
(3) 人事評価……………	328
(4) 行政措置の要求……………	329
(5) 不利益処分に関する審査請求……………	332
(6) 職員の苦情の処理……………	336

1 給 与 ……………	338
2 研 修 ……………	345
(1) 現職教員の研修……………	345
(2) 初任者研修……………	354
(3) 中堅教諭等資質向上研修……………	363
(4) 指導改善研修……………	363
(5) 休 業……………	365
3 勤務時間・休暇 ……………	369
(1) 勤務時間(出勤・欠勤)……………	369
(2) 休憩時間・休息时间……………	378
(3) 週休日・休日……………	380
(4) 休 暇……………	383
4 公務災害補償 ……………	391
5 女性教員の勤務 ……………	401
(1) 女性教員の権利の確保等……………	401
(2) 母性保護……………	403
6 育児休業 ……………	405

Ⅶ 教職員の勤務に関する法規

1 教職員の資格と免許 ……………	204
教職員の資格と免許・ 職務に関する法規 ……………	203
の義務教育……………	197
5 日本語指導を必要とする児童生徒 の義務教育 ……………	195
4 へき地教育 ……………	192
3 就業制限 ……………	190
(4) 生活困窮者支援……………	189
(3) 教育扶助……………	188
(2) 学用品等の援助……………	180
(1) 要保護の認定……………	180
2 就学援助義務 ……………	176
(3) 就学事務……………	175
(2) 就学猶予・免除……………	170
(1) 就学義務……………	170
1 義務教育 ……………	169

Ⅳ 義務教育に関する法規

1 教職員の人事・服務 ……………	250
(1) 任命権者……………	250
評価に関する法規 ……………	249
(11) 会計年度任用職員……………	244
(10) 事務職員等の職務……………	239
(9) 栄養教諭の職務……………	238
(8) 養護教諭等の職務……………	237
(7) 教諭等の職務……………	236
(6) 教諭・事務職員をもって充てる職……………	232
(5) 主幹教諭・指導教諭の職務……………	228
(4) 校長・副校長・教頭……………	222
(3) 学校の教職員組織……………	220
(2) 公務員と公立学校教員……………	217
(1) 教職員の身分……………	216
2 教職員の職務 ……………	216
(3) 教員免許……………	207
(2) 消極的資格要件(欠格条項)……………	206
(1) 積極的資格要件……………	204

Ⅲ

児童・生徒に関する法規

1	入学・退学・卒業	438
(1)	入学・退学・転学・進学	438
(2)	進級と卒業	441
(3)	高等学校の入学・退学・卒業等	445
(4)	高等学校卒業程度認定試験	449
2	指導要録と通知表	450
3	懲戒	453
4	出席督励・出席停止	461
(1)	出席督励	461
(2)	出席停止	462
7	職員団体	410
(1)	職員団体の性格・組織	410
(2)	職員団体の登録	415
(3)	職員団体の交渉	416
(4)	職員団体のための職員の行為の制限	422
(5)	不利益取扱いの禁止	426
8	学校における働き方改革	428

Ⅳ

特別支援教育に関する法規

5	生徒指導	465
(1)	生徒指導と「学校のきまり」	465
(2)	髪形・服装規制等	466
(3)	いじめ	467
(4)	不登校	482
(5)	校内暴力等	486
(6)	生徒の政治的・宗教的活動の規制	489
(7)	性的マイノリティへの対応	492
6	問題行動と対応	497
7	児童・生徒の権利	506
8	児童・生徒への援助	510
(1)	授業料と奨学金	510
(2)	職業紹介	512
1	特別支援教育の推進	514
2	特別支援学校の教育課程	518
3	通級指導	523
4	認定特別支援学校就学者	525

Ⅴ

学校保健安全に関する法規

5	障害を理由とする差別の解消	530
1	学校保健	536
2	健康診断	540
3	学校感染症の予防	544
4	学校環境	547
5	防災体制の整備	548
(1)	非常変災と学校	548
(2)	防火管理	555
6	安全確保・安全管理	558
7	学校事故	560
8	学校安全	571
9	災害共済給付制度等	573
10	学校給食	576

1 不登校いじめ緊急対策パッケージ

令和四年度に実施された児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令五・一〇・四発表）では、不登校児童生徒の数が過去最多の約二十九万九千件であったこと、また小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数がやはり過去最多の約六万二千件であったことなどが報告された。これを受け、令和五年三月に不登校対策として文部科学省（以下「文科省」）が取りまとめたCOCOLOプラン（四頁参照）を前倒しする形で、「不登校いじめ緊急対策パッケージ」が令和五年一〇月一七日に発表され、不登校といじめに対する緊急対策の取組が進められることとなった。ここでは、不登校といじめのそれぞれの緊急対策のポイントを示すこととする。

* なお、令和五年度調査では、不登校児童生徒数は、約三四万六千件、いじめの認知件数は、約七三万三千件で過去最多であったことが報告されている。

(1) 不登校緊急対策

- ① 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保
 - ・落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置するため、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校への設置促進
 - ・学校内外で支援が受けられない児童生徒がオンラインで自宅等から学べるよう、教育支援センターの

ICT環境整備

- ・どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化することを目的とした、教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化
- ② 心の小さなSOSの早期発見
 - ・アプリ等による、困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした、「心の健康観察」の推進
 - ・一人一台端末を活用した、子供のSOS相談窓口の集約・周知
 - ・より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 加えて、不登校施策に関する情報が児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化するため、以下の取組を進めるとしている。

③ 情報発信の強化

- ・学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、設置経験者を自治体に派遣し相談・助言が受けられる制度の創設
 - ・各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報の文科省HPでの一括発信
- 以上の不登校緊急対策で共通しているのは、不登校となっている児童生徒の事情に合わせて無理のない学習の場と方法の選択肢が示されていることである。

がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。(労組法七4)

8 学校における働き方改革

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中教審答申 平三二・一・二二五)

中教審は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平三一・一・二二五)の中で、学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切であり、働き方改革の実現には、文科省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠であるとし、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を表VII-10のとおり整理している。

その上で、業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するものであり、学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められるとしている。

表VII-10 学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

<p>基本的には学校以外が担うべき業務</p>	<p>学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務</p>	<p>教師の業務だが負担軽減が可能な業務等との連携等</p>
<p>①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番・地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番・地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)</p>

給特法の改正

給特法五、七

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制度を条例により実施できるようにするとともに、文科大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表した。

- ・我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻である。
- ・持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務である。

必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

③ 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

④ 都道府県等が講ずべき措置について都道府県及び指定都市においては、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 文科省の取組について文科省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。等

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）

令六・八・二七 中教審答申

中教審は、令和六年八月二十七日に「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」答申を行った。その中で、教師の処遇改善について、次のようにとりまとめられた。

(1) 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

人材確保法により、昭和五五年には一般行政職に比べて約七％の優遇分が確保されていたが、教師の業務の複雑性・困難性が以前より増大し、優れた人材を確保する必要性が一層高まっている現状においては、当時の優遇分以上の措置を講じる必要がある。

VII 教職員勤務

教師は専門的な知識や技能等が求められる高度専門職であり、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大きく、自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、峻別は困難である。こうした教師の職務等の特殊性を踏まえれば、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理には適しておらず、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有している。

人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも一〇％以上とすることが必要である。なお、超勤四項目の性質等を踏まえれば、別の業務を追加することは適さない。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要であり、現行の主任手当を支給されている教諭よりも高い処遇が想定される。学級担任については、職務の重要性や負荷を踏まえ、義務教育等教員特別手当の額を加算する必要がある。また、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方も検討することが考えられる。さらに、管理職の職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善も必要である。

* 文科省は、教職調整額を一三％に引き上げるため、令和七年の通常国会に給特法の改正案を提出する方針を固め、自治体の条例改正を経て二〇二五年度の途中からの調整額の増額を目指している。このほか、主幹教諭の下に、若手教員を支援するポストを新設し、基本給に月額六千円程度を上乗せするとともに、学級担任の手当額を月額三千元、校長や教頭などの管理職も月額五千円から一万円増額することとしている。なお、教職調整額を巡っては、財務省が働き方改革の進展を条件に五年程度かけて一〇％への段階的な引き上げを提案しており、調整は難航している。